

平成31年度（現職組合員向け）人間ドック等検診事業実施要項

1. 目 的

指定する検診機関で人間ドック、脳ドック及び婦人検診事業（以下「人間ドック等」という。）を実施し、潜在する生活習慣病等を早期に発見することにより、組合員の健康の保持及び増進を図る。

2. 対 象 者

平成31年4月1日現在満35歳（婦人検診においては満25歳）以上の組合員で、人間ドック等受診日において引き続き組合員（育児休業者等の休職者を含む。）である者

3. 実施機関、実施定員及び自己負担金

別紙1「平成31年度人間ドック等実施機関一覧表」のとおり。
ただし、自己負担金は受診時に検診機関の窓口で支払うものとする。

4. 実施期間

2019年5月下旬から2020年3月中旬まで

5. 検査項目

別紙2「平成31年度人間ドック等検査項目一覧表」のとおり。

6. 申込み方法等

希望する本人が下記事項に同意したうえで、指定の「人間ドック申込書」に記名及び押印を行ったうえで、共済組合へ申込みを行うものとする。

【同意事項】

① 個人情報に関する事項

- (1) 受診案内を効率的に実施するため、「人間ドック申込書」に記載された個人情報及び共済組合が保有する個人情報を受診予定の検診機関へ提供すること。
- (2) 人間ドック等の検査結果を受診者の職場における定期健康診断等の健診結果として事業主（地方公共団体等）に提供することがあること。
- (3) 人間ドック等の検査結果を特定健康診査の健診結果として共済組合が取得し、健康増進に資する事業や特定保健指導の実施に利用すること。（外部委託している業務については委託会社に対して必要な個人情報を提供します。）
- (4) 国及び地方公共団体等から人間ドック等の検査結果を特定健康診査、特定保健指導及び健康増進を目的とした統計資料の作成を目的として提供依頼を受けた場合に、個人を特定

できない統計情報として提供することがあること。

② 申込・決定に関する事項

- (1) 決定を受けた場合であっても以下に該当する場合は、当該決定は失効すること。
 - ・受診時において組合員資格を喪失している場合（現職を退職した後、任意継続組合員となった場合であっても、当該決定は取り消しとなります。）
 - ・日程調整が難航したことにより当該年度中に受診できなかった場合
- (2) 決定となった後、検診機関及び検診区分を変更することはできないこと。
- (3) 実施期間中に、決定の取り消しや申込みの取り止めなどにより欠員が生じた場合であっても、追加申込や決定は行わないこと。

③ 受診に関する事項

人間ドック等については特定健康診査及び定期健康診断等の検査項目を包含しているため、検査項目等を欠落することのないよう努めること。

また、一部の検診機関においては、人間ドック等に併せて生活習慣を見直すことを目的とした特定保健指導（初回面談）を実施することを基本とするので、対象となった方は必ず受診すること。

なお、やむを得ず検査項目等を欠落した場合であっても自己負担額の減額は行わないこと。

7. 受診者の決定

申込人数が実施定員の範囲内である場合については、申込者全員を決定とし、申込人数が実施定員を超過している場合については、以下の抽選条件により受診者を決定する。

- ※ 第1抽選の順位が上位である者から順に決定し、同順位の場合は第2抽選を併用する。
この抽選条件で決定できない場合は、ランダム抽選により決定する。

第1抽選（受診履歴）

優先 順位	抽 選 条 件	優先 順位	抽 選 条 件
1	過去5年間に1回も受診していない	6	過去5年間でH30年度の1回のみ受診
2	H30年度未受診で過去5年間に1回受診	7	過去5年間でH30年度を含めて2回受診
3	H30年度未受診で過去5年間に2回受診	8	過去5年間でH30年度を含めて3回受診
4	H30年度未受診で過去5年間に3回受診	9	過去5年間でH30年度を含めて4回受診
5	H30年度未受診で過去5年間に4回受診	10	過去5年間で全て（5回）受診

- ※ 抽選条件の受診回数は、受診した検診区分の種類（泊、1日、婦人及び脳）を問わず、いずれの場合であっても1回として累積する。

第2抽選（年齢）

順位	年 齢	順位	年 齢
1	35 歳	5	50 歳
2	59 歳	6	45 歳
3	60 歳以上	7	40 歳
4	55 歳	8	58 歳～（1 歳下がるごとに順位を1つ下げる）

※ 年齢は平成 31 年 4 月 1 日現在となります。